# 広川町農業委員会

# 第１８回総会議事録

令和７年１月 10 日

# 広川町農業委員会第 18 回総会議事録

令和 7 年 1 月 10 日広川町農業委員会第 18 回総会が広川町役場 3 階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

報告事項 1　使用貸借権を設定した農地の返還通知
報告事項 2　農地法施行規則第 29 条第 1 号の届出書
議案第 1 号　農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
議案第 2 号　農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件
議案第 3 号　農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
議案第 4 号　農業経営基盤強化促進法による広川町農地利用集積計画の承認について

１．本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

| 議席 | 氏　名 | 議席 | 氏　名 |
|---|---|---|---|
| 会長 | 古　賀　秀　之 | 6 | 稲　員　繁　広 |
| 欠 | 山　村　佳代子 | 7 | 鐘ケ江　百合子 |
| 1 | 中　村　和　浩 | 欠 | 舩　越　誠　治 |
| 2 | 萩　尾　喜久夫 | 9 | 稲　員　雅　史 |
| 3 | 丸　山　敬二郎 | １０ | 野　田　光　浩 |
| 4 | 馬　場　啓　介 | １１ | 中　島　隆　二 |
| 5 | 渡　邊　和　江 | １２ | 古　賀　貴美夫 |

農地利用最適化推進委員

| 議席 | 氏　名 | 議席 | 氏　名 |
|---|---|---|---|
| １５ | 田　中　健　一 | ２２ | 弓　削　和　幸 |
| １６ | 姫　野　　剛 | ２３ | 末　安　富士子 |
| １７ | 重　松　嘉　治 | ２４ | 野　田　隆　文 |
| １８ | 小　林　栄　一 | ２５ | 山　下　　淳 |
| １９ | 山　下　憲　繋 | ２６ | 渡　邊　和　宏 |
| ２０ | 馬　場　健　作 | ２７ | 古　賀　　優 |
| ２１ | 雨　森　純　司 | | |

２．本会の書記は下記のとおりである。
農業委員会係長　川村　亮二　書記　梶原　脩慈　　熊添　博

事務局　出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議　長　本日は、報告事項２件、議案第１号２件、議案第２号２件、議案第３号４件、議案第４号１件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。
　なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願いします。
　次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第１３条第２項の規定により、5 番　渡邉和江農業委員 、12 番　古賀貴美夫農業委員を指名し審議に移ります。農業委員会報告事項 1 使用貸借権を設定した農地の返還通知について事務局の説明をお願いします。

事務局説明　報告事項 1　使用貸借権を設定した農地の返還通知について順位 1 大字吉常　借受人：■■ ■■　貸付人：■■ ■■　申請理由　利用権設定のため返還する旨説明。順位 2 大字広川　借受人：■■ ■■　貸付人：■■ ■■　申請理由　農地転用のため返還する旨説明。

議　長　報告事項 1 について事務局の説明が終わりましたが質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議　長　質問意見も有りませんので、報告事項 2　農地法施行規則第 29 条第 1 号の届出書について事務局の説明をお願いします。

事務局説明　報告事項 2　農地法施行規則第 29 条第 1 号の届出書について順位 1 大字日吉　届出人　■■ ■■　届出理由　200 ㎡以下の農業倉庫を建築されるため届出をされた旨説明。

議　長　報告事項について事務局の説明が終わりましたが質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議　長　質問意見も有りませんので議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について附議します。なお順位 1 及び順位 2 については関連がありますので一括して事務局の説明をお願いします。

事務局　順位 1 大字久泉　譲受人：■■ ■■　譲渡人：■■ ■■　申請理由　売買。順位 2 大字久泉　譲受人：■■ ■■　譲渡人：■■ ■■　申請理由　売買。

議　長　事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

20 番　馬場健作　推進委員　親族間での協議の結果、現在管理をされている譲受人へ所有権移転されるということですのでご審議をお願いします。

議　長　担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 及び順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番　野田光浩　農業委員　現在、農地の管理は誰がされているのですか。

20 番　馬場健作　推進委員　農地の管理は譲受人とご家族でされてあります。

議長　他に意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について承認される方の挙手を求めます。

委　員　全員挙手

議　長　全会一致で認める事とします。順位 2 について承認される方の挙手を求めます。

委　員　全員挙手

議　長　全会一致で認める事とします。続きまして議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局　順位 1 大字久泉　申請人：■■ ■■　申請理由：共同住宅 1 棟（10 戸）

議　長　事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

20 番　馬場健作　推進委員　隣接に農地も無く水利関係の同意もありますので問題は無いと思われますのでご審議をお願いします。

議　長　担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長　質問意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について承認される方の挙手を求めます。

委　員　多数挙手

議　長　賛成多数で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局　順位 2 大字久泉　申請人：■■ ■■　申請理由：駐車場

議　長　事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

20 番　馬場健作　推進委員　ご自宅隣の農地であり、花などを植えてありました周辺にも影響は無いと思いますのでよろしくお願いします。

議　長　担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

4 番　馬場啓介　農業委員　土地改良事業時に残地として残った筆になりますので支障は無いかと思います。

議長　他に意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について承認される方の挙手を求めます。

委　員　全員挙手

議　長　全会一致で認める事とします。続きまして議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局　順位 1 大字水原　譲受人：■■ ■■　譲渡人：■■ ■■　申請理由：資材置場

議　長　事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

16 番　姫野剛　推進委員　特に問題は無いと思われますのでよろしくお願いします。

議　長　担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

7 番　鐘ケ江百合子　農業委員　申請地の隣は保育園となっていますので車両の出入りについては注意を払うように伝えてもらいたいです。

議長　要望として伝えたいと思います。

議長　他に意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について承認される方の挙手を求めます。

委　員　全員挙手

議長　全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局　順位 2 大字久泉　譲受人：■■ ■■　譲渡人：■■ ■■　申請理由：一般住宅

議　長　事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

20 番　馬場健作　推進委員　隣接の同意や水利関係の承諾もありますので問題は無いと思われますのでよろしくお願いします。

議　長　担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

7 番　鐘ケ江百合子　農業委員　売買が行なわれて何年までに家を建てないといけないなどの決まりはあるのでしょうか。

事務局　今回申請については融資等も受けられますので建築はすぐに取りかかられると思われます。いつまでに建築しなければならないなどの決まりがあるわけではありませんが、転用許可後は県より進捗の報告が求められますので進捗が遅れているようであれば理由などを確認されることがあります。

10 番　野田光浩　転用許可を受けたらすぐに宅地課税をされるのですか。

事務局　税務課についても転用許可の確認をされますのでその時点で課税の見直しを行なっているようです。法務局で所有権移転をする際には転用許可書の添付を求められます。所有権移転のする時点では地目は農地のまま所有権移転がなされ、住宅の建築がなされた後に地目が変更される流れになります。

議長　他に意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について承認される方の挙手を求めます。

委　員　全員挙手

議長　全会一致で認める事とします。続きまして順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局　順位 3 大字広川　譲受人：■■ ■■　譲渡人：■■ ■■　申請理由：一般住宅

議　長　事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

24 番　野田隆文　推進委員　譲受人と譲渡人の関係は孫と祖父の関係になります。排水関係も問題は無く、敷地の南側はセットバックされるとのことです。問題は無いと思われますのでよろしくお願いします。

議　長　担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願

議長　質問意見もないようですので採決に移ります。順位 3 について承認される方の挙手を求めます。

委　員　全員挙手

議長　全会一致で認める事とします。続きまして順位 4 について事務局の説明をお願いします。

事務局　順位 1 大字藤田　譲受人：■■ ■■　譲渡人：■■ ■■　申請理由：一般住宅

議　長　事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

24 番　野田隆文　推進委員　土地は藤田となっていますが当条区に加入されるということです。譲受人と譲渡人の関係は孫と祖母であり水利関係の同意もありますので問題は無いと思われますのでよろしくお願いします。

議　長　担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 4 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長　質問意見もないようですので採決に移ります。順位 4 について承認される方の挙手を求めます。

委　員　全員挙手

議長　全会一致で認める事とします。続きまして議案第 4 号　農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局　所有権移転　順位 1　大字藤田　譲受人：■■ ■■　譲渡人：■■ ■■

議　長　事務局の説明が終わりましたので議案第 4 号について質問意見等ありましたらお願いします。

議　長　質問意見もないようですので採決に移ります。議案第 4 号について異議がない方の挙手を求めます。
委　員　全員挙手

議　長　全会一致で認める事とします。異議が無かった旨町長に報告いたします。以上で審議はすべて終わりました。これをもちまして総会を閉会いたします。